

**令和５年度「AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金
（内航船の革新的運航効率化実証事業）」に係る補助事業者公募要領**

令和５年６月１６日
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

国土交通省 海事局
海洋・環境政策課

令和５年度「AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の革新的運航効率化実証事業）」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を以下の要領で公募いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

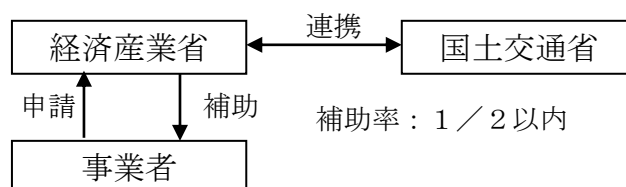
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- 掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

1. 本事業の目的

民間団体等（以下「補助事業者」という。）が行う、配船計画最適化等の陸側との連携を含む運航ルートやスケジュールの最適化、高効率推進システムの最適な運用方法の確立、RORO船等の荷役最適化システム等のソフト面の技術及び当該対策を前提とした省エネルギー船型、高効率推進システム（バッテリー推進のものを含む。）、荷役効率化設備（スマート電動ウインチ、荷役設備向け陸上電力受電設備等）等のハード面の技術のうち革新的省エネルギー技術の導入による輸送全体の最適化を目指した実証事業（後年度事業を含む。以下「補助事業」という。）の実施に要する経費を補助することにより、海上輸送部門における省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とする。

2. 本事業に係るスキーム



3. 補助対象事業

本事業は、上記 1. の目的を達成するため、内航海運における配船計画最適化等の陸側との連携を含む運航ルートやスケジュールの最適化、高効率推進システムの最適な運用方法の確立、RORO船等の荷役最適化システム等のソフト面の技術、当該対策を前提とした省エネルギー船型、高効率推進システム（バッテリー推進のものを含む。）、荷役効率化設備（スマート電動ウインチ、荷役設備向け陸上電力受電設備等）等のハード面の技術のうち、革新的省エネルギー技術の導入による輸送全体の最適化を目指した実証事業を対象とします。なお、高効率推進システムについては、水素・アンモニア等の非化石エネルギーを用いた推進システムに代えることができます。

具体的には、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 補助事業に係る船舶について、ソフト面とハード面を組み合わせた省エネ対策の導入によって、比較対象船舶（補助事業に係る船舶と大きさ、船種、航路その他主要目が可能な限り類似しているものであって、原則として 2000 年代に建造されたもの^{※1}）と比べて、革新的省エネルギー技術の導入によるエネルギー消費削減率が 1 % 以上^{※2, ※3, ※4}見込まれること。
- ② 比較対象船舶及び補助事業に係る船舶の運航データの提出を行うこと。
- ③ 補助事業に係る船舶について、「内航船省エネルギー格付制度^{※5}」に定める格付けを取得すること。

(※1) やむを得ない理由により比較対象船の大きさ、船種、航路その他主要目が補助事業に係る船舶のものと大きく異なる場合の措置

やむを得ない理由により比較対象船の大きさ、船種、航路その他主要目が補助事業に係る船舶のものと大きく異なる場合は、その理由を説明した上で、比較対象船のエネルギー消費量の算定において、補助事業に係る船舶と比較対象船の主要目等の差を考慮した補正を行い、適切なエネルギー消費削減率の検証を可能とする措置を講じることが必要です。

(※2) 新規性が認められないソフト面の技術を導入する場合のエネルギー消費削減率の算定

新規性が認められないソフト面の技術を導入する場合は、当該技術は補助対象にはなりません。また、この場合は、当該ソフト面の技術によるエネルギー消費削減率は、目標として見込むエネルギー消費削減率に加算されず、参考値とします。

(※3) 補助事業に係る船舶がソフト面の技術を既に搭載している既存船である場合のエネルギー消費削減率の算定

補助事業に係る船舶がソフト面の技術を既に搭載している既存船である場合は、本事業においてソフト面の技術を新たに追加又は代替しない場合であっても、今回ソフト面の技術を導入したものとみなします（すなわち、本事業においてハード面の技術のみを導入することを許容します。）。ただし、新たに追加又は代替しない場合にあっては、既に搭載されているソフト面の技術によるエネルギー消費削減率は、本事業において目標として見込むエネルギー消費削減率に加算することはできません。

(※4) 非化石燃料を使用する場合のエネルギー消費量の補正

比較対象船舶が化石燃料のみを使用する船舶であって、補助事業に係る船舶が非化石燃料を使用する船舶である場合にあっては、エネルギー消費削減率の算定の際に、当該化石燃料と非化石燃料とのエネルギー効率の差を考慮のうえ、非化石エネルギーに係るエネルギー消費量の補正を行うことができます。

(※5) 内航船省エネルギー格付制度への申請について

14. で定める運航検証の実施の報告までに申請すること。内航船省エネルギー格付制度への申請に必要な様式等は国土交通省海事局のホームページ※より入手してください。

※ https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk7_000021.html

4. 補助事業実施期間について

交付決定日から令和6年3月31日までの間

- ・ 補助事業者が行う本事業（以下「補助事業」という。）を実施途中で取りやめた場合は、

既に交付した補助金の返還が必要となることがあります。

- ・ 補助事業において、契約の着手金又は前渡し金等を支払う場合は、事業完了の時点で設計、設備、工事等の項目毎にその金額相当の成果品（設備機器購入、工事实績等）があることが必要です。

5. 申請資格

申請にあたっては、次の①～⑤までの全ての条件を満たすことが必要です。

- ① 本邦の内航海運事業者等^{※6}であって、補助事業に係る船舶の所有者（船舶所有者になることを予定している者を含む。以下同じ。）であること。ただし、内航海運事業者等が船舶を所有している事業者と共同で申請する場合も条件を満たすものとします。
- ② 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと（誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことに留意すること）。

（※6）内航海運事業者等について

沿海運輸業（本邦の各港間又は同一港湾内において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）を営む者であって、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業又は同法第2条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者とします。

6. 共同申請が必要な場合について

以下のア）～ウ）に該当する場合は、その関係者全員による共同申請としてください。

- ア）内航海運事業者等と船舶の所有者が異なる場合
- イ）補助事業に係る船舶が共同保有している場合
- ウ）補助事業に係る船舶において他者と連携して配船効率化等の運航の効率化（ソフト面）による省エネ対策に取り組む場合

なお、共同申請する場合には、以下の内容が含まれている申請者間で取り決めた契約書（様式自由）の写しの提出が必要です。

- ① 申請者同士が連帯責任を負うことについて
- ② 申請者間の役割分担の明確化について（代表者の選定も含む）
- ③ 補助事業に係る財産処分制限期間が終了するまで連帯して責任を負うことについて
- ④ 補助事業に係る財産処分制限期間が終了するまで構成員からの脱退禁止について

- ⑤ 補助事業に係る財産処分制限期間が終了するまでの構成員の破産又は解散時以降の分担業務の確実な完了方法について
- ⑥ 財産の適切な管理者及び財産の管理方法を明確化することについて

7. 補助金交付の要件

(1) 採択予定件数：数件程度

(2) 公募予算額：12.5億円程度

(3) 補助率：補助対象経費の1／2以内

- ・ 補助額の上限：5.0億円（事業額 10.0億円）
- ・ 最終的な実施内容及び交付決定額は、経済産業省が国土交通省等と調整した上で決定することとします。

(4) 補助対象経費の区分

本事業における補助対象経費は、補助事業の遂行に直接必要な経費及び補助事業成果の取りまとめに必要な経費となります。具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置等の購入に要する費用
設計・工費	補助事業の実施に必要な設計、工事に要する費用
検証等費用	補助事業の実施に必要な運航検証等に要する費用 例) ・ 運航検証に係る機器の購入に要する費用 ・ 運航検証に係るデータ分析、報告書作成等に係る人件費 ・ 補助事業に係る機器のリース・レンタルに要する費用 ・ 運航検証に係るデータ測定等を委託するために必要な費用等

(5) 補助対象経費として計上できない経費

- ・ 補助事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）に係る経費
- ・ 他の国庫補助金において補助対象となる経費
- ・ 補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 商業運航に係る経費
- ・ その他補助事業に関係のない経費

(6) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等の確定に伴い報告書を提出することが必要です。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等のうち補助金充当額について報告をさせたうえで返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されたものです。

しかしながら、上記の報告書については、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告であり、失念等による報告漏れが想定されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は必ず補助対象経費から除外して補助金額を算定したうえで、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

※消費税等を補助対象経費として含めた場合にあっては、その後の状況に応じて、後日消費税に係る仕入控除税額が発生した際に報告及び返還を求める場合があるため留意すること。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(7) 外貨に係る経費の取扱いについて

外国企業からの物品調達等において外貨での支払いが想定される場合、補助金交付申請書を提出する際には、日本円に換算した額で申請書を提出してください（換算レートは、合理的根拠に基づいた、適切なものを使ってください）。実績報告書提出時は、支払時の換算レートで日本円に換算した額で実績報告書の提出を行うこととし、区分ごとに交付決定された補助金額の範囲内において支払いが行われることになります。

(8) 傭船契約等により船舶の貸付を予定している場合について

財産処分制限期間（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大

蔵省令第15号) ※に定める耐用年数のことをいう。」以下、同じ。) 内に、傭船契約等により船舶の貸付を予定している場合は、船舶の貸付内容、理由等を実施計画書に記載して下さい。船舶の貸付は、補助事業の実施に必要不可欠な場合にのみ認められます。

※ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015

(9) 事業実施状況の把握

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

(10) その他の注意点

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記載しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される前に必ず内容を確認してください。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ④補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

8. 申請手続き

(1) 公募期間

公募開始日 : 令和5年6月16日(金)

締切日 : 令和5年7月24日(月) 17時必着

(2) 申請書類

- ① 本補助金は、補助金申請システム「jGrants」又は電子メールにより応募を受け付けます。ただし、共同申請を行う場合は、電子メールによる申請をお願いします。

<jGrantsにより申請する場合(単独申請のみ)>

jGrantsで申請する場合は、「<https://www.jgrants-portal.go.jp/>」より「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をダウンロードして必要な操作や準備内容を確認してください。

- A) 応募に当たっては、GビズIDの取得等の事前準備が必要です。当該IDの取得には1週間程度の時間を要するので注意してください。GビズIDが取得できない場合は、電子メールで申請してください。
- B) その上で、「補助金を探す」>補助金名「令和5年度 AI・IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の革新的運航効率化実証事業）」で検索を行い、当該補助金名を押した後、「申請する」を押して、以下の書類を補助金申請システム（jGrants）上にアップロードしてください。
- I. 公募申請書（公募申請書及びその別添となる実施計画書）
 - II. 実施計画書の写し
 - III. 申請者の会社紹介のパンフレット等の会社概要がわかるもの
及び直近3年分の財務諸表
 - IV. 補助対象経費に係る参考見積等
（設備費及び設計・工費については、実施計画書に記載された
技術毎の内訳額が記載してあること。）
 - V. 承諾書（別紙）（「14. 運航検証の実施について」を参照）
 - VI. プレゼン資料（概要資料と発表資料の両方）
- C) jGrants では、電磁的記録による応募を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請については、原則として当該申請システム上において当方から通知等を行います。

<電子メールにより申請する場合>

電子メールで申請する場合は、上記 B) I～VIの資料（共同申請の場合は、これらに加えて、6. に記載の共同申請に係る契約書の写し）について電子メールに添付のうえ以下の宛先に提出してください。また、共同申請の場合には、B) IIIの資料については、全申請者の資料を提出してください。資料提出の際は、件名（題名）を必ず『【提出】令和5年度「AI・IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の革新的運航効率化実証事業）」（会社名、氏名）』としてください。他の件名（題名）で送信された場合適切に受付ができない場合があります。

（電子メールの宛先）

E-mail : bz1-shouene-minsei-unnyu@meti. go. jp

hqt-naiko_shoene_hojyokin@gxb. mlit. go. jp

- ② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します（ただし、採択された事業に係る書類については、「15. 提出書類のデータの使用」に記載のとおり使用することがあります。）。なお、提出された申請書類については返却は行いません。

- ③ 申請書類の作成費用は補助金対象経費には含めることはできません。また、選定の正否を問わず、申請書類の作成費用についても支給されません。
- ④ 申請書類に記載する内容は、今後の補助事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ記載してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択の取り消しとなることがあります。

(3) 申請の留意事項

- ・ 持参及びFAX、郵送による提出は受け付けません。本補助金の申請方法は、(2)①に示す電子申請のみとなります。
- ・ 資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して記入してください。
- ・ 締切を過ぎての提出は受付しませんのでご注意ください。

9. 審査・採択について

(1) 審査方法

審査は、有識者で構成される審査委員会において申請書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①（新規性に係る部分に限る。）、②（エネルギー消費削減率に係る部分に限る。）、⑤、⑧又は⑨のいずれかを満たしていない申請については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 補助事業に係る技術※が新規性を有しているか。また、他の内航船への普及が見込まれる技術であるか。

※荷役作業効率化に係る技術を導入する場合は加点する。

- ② 比較対象船の選択・比較方法は妥当か。また、補助事業に係る船舶において革新的省エネルギー技術の導入によるエネルギー消費削減率は優れているか（１％以上）。
- ③ 補助事業に係る船舶に非化石エネルギーを使用する機器を導入する場合、当該船舶において、当該船舶が使用し得る全エネルギーのうち技術的に最大限使用し得る非化石エネルギーの割合（以下「非化石エネルギー使用可能率」という。）が優れているか。
（補助事業に係る船舶がバッテリーを導入する船舶であって、当該バッテリーへの給電が陸上からの電力供給により行うことができる場合、当該バッテリーは、非化石エネルギーを使用する機器であるとみなし、当該船舶が使用し得る全エネルギーのうち当該バッテリーに蓄電される最大のエネルギー量の割合を非化石エネルギー使用可

能率とみなすことができる。)

- ④ 補助事業に係る船舶の CO₂ 排出削減率が優れているか。
- ⑤ 補助事業に係る実証についてその検証方法・計画が妥当であるか。
 - ・ 実証による革新的省エネルギー技術の効果等の検証方法が適正かどうか。
 - 等
- ⑥ 配船計画を導入する場合、そのエネルギー消費削減率等は妥当か。また、汎用性を有しているか。
- ⑦ 補助事業に係る船舶を連携型省エネ船^{※7}として申請する場合、当該船舶に導入される全ての省エネルギー技術による CO₂ 排出削減率が 18%以上であるか。(審査委員会において、当該 CO₂ 排出削減率が 18%以上であると認められる場合は、評価点の加点措置を受けることができる。当該措置を受ける場合は、実施計画書中の「7. 連携型省エネ船」の項目において必要事項を記載すること(当該措置を受けない場合は、当該事項の記載は不要。))

※連携型省エネ船として応募を行う場合にあっては、「14. 運航検証の実施について」において計画値未達の取扱いが記載されているので、よく熟読のうえ検討をされたい。
- ⑧ 補助事業に係る計画が妥当であるか。
 - ・ スケジュールが適正かどうか。
 - ・ 必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
 - 等
- ⑨ 補助事業に係る実施体制が妥当であるか。
 - ・ 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有しているか。
 - ・ 補助事業の関連分野に関する知見を有しているか。
 - ・ 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。
 - 等

(※7) 連携型省エネ船について

連携型省エネ船とは、省エネ船型・省エネ機器及び船主、オペレーター、荷主、港湾関係者等との連携による省エネの取組を可能とするものとして以下に掲げる技術とを組み合わせ導入し、更なる省エネを実現する船舶です。

- ・ ハイブリット推進技術
- ・ 気象・海象に合わせた運航経路最適化技術(ウェザールーティング等)
- ・ 陸からの運航支援技術
- ・ 離着陸設備や荷役設備の自動化・電動化技術
- ・ 停泊時や荷役時の省エネを可能とする技術(陸電受電設備、バッテリー等)

等

(参考:「連携型省エネ船開発・普及に向けた検討会」とりまとめ 概要

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001598039.pdf>)

(3) 採択並びにその通知及び公表について

審査委員会において、審査項目毎の採点結果から総合点を算出し、選定結果が上位の申請者を採択しますが、船種、航路、採用技術などが他の申請者又は過去の採択事業者と重複した場合、申請件数等に鑑みて上位の申請者であっても不採択となる場合があります。また、採択された申請者であっても、補助金申請額を減額させていただく場合があります。

新規建造及び既存船改修に係る申請がそれぞれ1件以上ある場合は、それぞれの区分において、(2)の審査基準を満たすものを最低1件ずつ採択することとします。

また、採択結果については、補助事業の名称、目的及び概要等(補助金交付申請書の「1. 補助事業の名称」、「2. 目的及び概要」及び「4. 補助金申請額」の記載等を使用)を資源エネルギー庁及び国土交通省のホームページで公表します。

10. 交付決定について

採択された申請者は、経済産業大臣(以下「大臣」という。)宛に補助金交付申請書を提出していただきます。当該申請に対して大臣が交付決定通知書を発行した時点で、補助事業が開始となります。(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省及び国土交通省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、その変更を踏まえた交付申請でない場合には、交付決定をできない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、補助事業の実施に必要な情報等を経済産業省が提供することがありますが、情報の内容によっては守秘をお願いすることがあります。

11. 交付決定後

(1) 補助事業に係る契約等について

物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、原則、一般の競争等に付してください。一般の競争等に付することが著しく困難又は不相当である場合を除き、3社以上の競争により決定してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければなりません。なお、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすること

は原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

（２）補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更する場合（各配分額の１０パーセント以内の流用増減を除く。）、補助事業の内容を変更する場合、補助事業を中止又は廃止しようとする場合、船舶所有者を変更しようとする場合等は、交付要綱第１０条に基づき、事前に計画変更承認書を大臣に提出し、その承認を得なければなりません。手続きを行わずに変更を行った場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。

（３）状況報告について

補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに報告しなければなりません。

（４）補助事業の完了について

補助事業者が、補助事業に係る全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。

補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月１０日のうちいずれか早い日までに実績報告書を大臣に提出しなければなりません^{（注）}。

（注）実績報告書の提出にあたっては、補助事業に係る全ての支払いが完了し、補助事業が完了している必要がありますので、補助事業の完了日を設定される際にはご留意下さい。

１２．補助金の支払いについて

（１）補助金の支払時期

補助金の支払は、原則として補助事業完了後の精算払となります。

（２）補助金支払額の確定方法

補助金支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって補助事業者が実際に支出したと認められる額となります。実際に支出したと認められるためには、その支出を明らかにした帳簿類及び領収書等支出の裏付けとなる証拠書類が必要となります。

支払額の確定にあたっては、補助事業の完了後補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき書類の審査及び現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容等に適合しているか確認いたします。その際、支出の裏付けとなる証拠

書類のない経費や交付決定の内容に適合していない経費については、支払の対象外となる可能性があります。

（３）実施体制の把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み１００万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。また、補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」のいずれかに計上を行うこととし、問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」において計上しないことと外します。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み１００万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

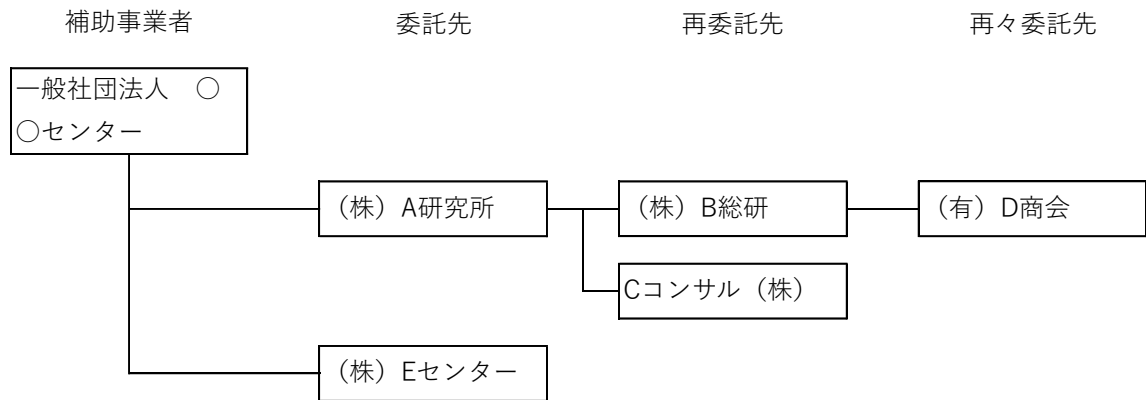
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み１００万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



1 3. 補助金の支払い以降

(1) 補助事業の経理について

補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

(2) 財産等の管理について

- ① 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産等管理台帳を備えて、適切に管理しなければなりません。
- ② 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、財産処分制限期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること。以下同じ。）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に大臣より承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

（参考：補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取り扱いについて

http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei24.pdf）

1 4. 運航検証の実施について

エネルギー消費量削減効果等に係る運航データを補助事業に係る船舶の就航後1年間取得し、データ取得完了後60日以内に経済産業省に報告を行ってください（報告内容は採

択者に別途ご連絡いたします。))。

なお、報告が無い場合及び革新的省エネルギー技術の導入によるエネルギー消費量削減効果の実績値が計画値に対して未達の場合は、支払い済みの補助金の返還を求める場合があります。

また、当該船舶を連携型省エネ船として申請する者（９．審査・採択について（２）⑥を参照）については、導入される全ての省エネルギー技術による CO2 排出削減効果の実証を行う必要がありますが、その実績値が計画値に対して未達の場合は、次年度以降の経済産業省及び国土交通省における船舶の省エネルギー技術の導入・実証事業への応募に対する審査委員会における評価を行う際に、評価点を相当程度減点することとします。

提出された成果報告については経済産業省は関係省庁及び関係法人に共有を行うこととし、本事業の目的のために成果報告の一部（導入した省エネルギー技術の項目及び概要を含む。）を公表することを予めご了承ください。

15. 提出書類のデータの使用

採択された事業に係る応募書類その他の提出書類において記載された図表については、今後、経済産業省及び国土交通省において政策資料等に使用することを予めご了承ください。また、当該資料等は必要に応じて公表することがありますので、公表が困難な図表については、採択後において別途ご連絡ください。

16. 問い合わせ先

<公募に係る全般的な問い合わせ先>

【経済産業省】

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

担当：野間、嶋倉

電話：03-3501-9726

E-mail：noma-tomotsugu@meti.go.jp

shimakura-yusuke@meti.go.jp

<本事業の内容に係る問い合わせ先>

【国土交通省】

海事局 海洋・環境政策課

担当：山村、柳本

電話：03-5253-8636

E-mail：yamamura-m25r@mlit.go.jp

yanagimoto-n2pg@mlit.go.jp

電子メールにてお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず『【質問】令和5年度 AI・IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の革新的運航効率化実証事業）（会社名、氏名）』としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上